

# 西条市農業委員会 令和4年度 第1回総会 議事録

1. 日 時 令和4年4月6日(水) 午後1時55分から午後2時40分

2. 場 所 西条市役所本館 5階大会議室

3. 会議構成員現在総数 農業委員24名 推進委員30名

4. 農業委員 出席者 24名 欠席者 0名 出席率 100%  
推進委員 出席者 29名 欠席者 1名 出席率 96.7%

## ○農業委員出席者氏名

会 長	8番	加藤 茂			
会長代理	12番	渡邊 敏昭			
委 員	1番	越智 一志	10番	長谷川孝師	19番 曾我 照一
	2番	明比 典正	11番	栗田 房信	20番 越智 栄二
	3番	徳増 靖記	13番	川上 義則	21番 越智 信仁
	4番	一色 達夫	14番	山田 好一	22番 戸田 博明
	5番	高橋 豊重	15番	村上 繁敏	23番 真鍋 美鈴
	6番	西原 昇	16番	武田 喜義	24番 高橋 忠親
	7番	高木キクミ	17番	伊藤 健一	
	9番	井上 雅貴	18番	青野 武	

## ○欠席者氏名

なし

## ○推進委員出席者氏名

委 員	1番	寺田 昌直	11番	篠森 均	21番	高橋 寿夫
	2番	一色 信之	12番	森田 忠成	22番	永井 和俊
	3番	石川 孝幸	13番	一色 和成	23番	山内 信政
	4番	加藤 武司	14番	武方 謙一	25番	佐々木 則幸
	5番	伊藤 正夫	15番	武田 義臣	26番	越智 勝邦
	6番	伊藤 龍二	16番	鈴木 伸二	27番	玉井 隆志
	7番	日野 哲也	17番	垂水 久明	28番	桑原 俊樹
	8番	宮武 恭宏	18番	山内 強	29番	曾我 敏教
	9番	岡本 省三	19番	黒川 俊彰	30番	今井 文雄
	10番	安藤 英利	20番	高橋 正		

## ○欠席者氏名

24番 大西 宗次郎

5. 議案について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請書に対する意見の決定について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見の決定について

議案第4号 農地法第5条に係る転用事業計画変更に対する意見の決定について

議案第5号 「西条地域の農業の振興に関する計画」の定期的な検証に対する意見の決定について

議案第6号 農用地利用集積計画に対する意見の決定について

報告事項 報告承認案件（農地法第18条6項に係る通知等）

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 高橋修平 東予分室長 渡邊賢一郎

事務局次長 田口剛洋

事務局主査 渡邊龍也 事務局主任 宇佐美紀興

7. 議事内容

事務局 ただ今から、令和4年度 第1回西条市農業委員会 総会を開会いたします。

皆さん、ご起立ください。一同「礼」。ご着席ください。

それでは、加藤会長がご挨拶を申し上げます。

会長 【会長挨拶】

事務局 議事に入ります前に4月1日付けで農業委員会へ異動してまいりました職員の紹介をいたします。人事異動に伴います事務局体制は、お手元に配布の資料のとおりです。今年度は2名の異動がございました。

【職員紹介】

議長 それでは議事に入ります。議事の進行は農業委員会会議規則の規定によりまして会長が行うこととなっておりますので、加藤会長、よろしくお願いいたします。

【会長、議長席に着く】

議長 それでは、ただ今から、令和4年度 第1回西条市農業委員会 総会を開会いたします。これより先は着座にて議事を進行させていただきますので、よろしくお願いいたします。

【議事録署名人及び書記の指名】

まずはじめに、議事録署名人の指名をいたします。

越智一志委員、明比典正委員の両委員にお願いいたします。

欠席届が推進委員の24番 大西宗次郎委員から出ております。ただいまの出席農業委員数は、全員出席の24名であります。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、定足数に達しておりますので、本会議は成立いたしますことを報告いたします。

書記については、事務局の渡邊、宇佐美の両君にお願いいたします。それでは議事に入ります。

農地法第3条 関係

議長 議案書、3ページ、議案第1号、農地法 第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。

議案内容について、事務局から説明いたします。

事務局 事務局の田口です。よろしくお願いいたします。

4ページをお願いいたします。

1号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

2号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

3号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

4号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

5号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

6号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から、贈与を受けようとする申請であります。

7号は、〇〇の農事組合法人〇〇が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

8号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏か

ら、所有権の移転を受けようとする申請であります。

9号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

10号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から、贈与を受けようとする申請であります。

11号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

以上、11件、ご審議よろしく申し上げます。

議 長 以上、11件であります。1号から順次ご意見を伺いたいと思いますので、よろしく申し上げます。

地区委員 1号 問題ありません。  
2号 問題ありません。  
3号、4号 問題ありません。  
5号 問題ありません。  
6号 問題ありません。  
7号 問題ありません。  
8号、9号 問題ありません。  
10号 問題ありません。  
11号 問題ありません。

議 長 ありがとうございます。  
他に、ご意見・ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議 長 ありがとうございます。  
「異議なし」ということですので、以上11件を原案どおり許可することといたします。

#### 農地法第4条関係

議 長 次に、6ページ、第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見の決定について、を議題といたします。  
議案内容を事務局から説明いたします。

事務局 7ページをお願いいたします。  
1号は、〇〇の〇〇氏が、賃貸共同住宅を建設しようとする申請  
でございます。  
以上1件、ご審議よろしくをお願いいたします。

議長 以上、1件であります。1号についてご意見・ご異議等を伺い  
たいと思いますので、よろしくお願い致します。

地区委員 1号 問題ありません。

議長 他に、ご意見・ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議長 ありがとうございます。  
「異議なし」ということでありますので、以上1件を原案どおり  
承認することとし、知事に進達いたします。

#### 農地法第5条関係

議長 次に、8ページ、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申  
請に対する意見の決定について、を議題といたします。  
議案内容を事務局から説明いたします。

事務局 9ページをお願いいたします。  
1号は、〇〇の〇〇が、〇〇の〇〇氏から貸借権設定を受け、営農  
型太陽光発電施設を設置しようとするものであり、設備の支柱分の面  
積について、3年間の一時転用をしようとする申請でございます。な  
お、太陽光の下部で栽培される農作物はハイノキ、アオキ、ヤツデで  
ございます。  
本件は、令和2年3月31日に3年間の一時転用期間が終了して  
おり、現在まで更新の手続きがなされないままで違反転用状態とな  
っていることから、違反の解消を図るものでございます。申請人か  
らは、「今後は、農地法を遵守し、申請すべきものは期限内に必ず申  
請します」との顛末書が提出されております。  
2号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、  
自己住宅を建設しようとする申請でございます。  
3号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、

自己住宅を建設しようとする申請でございます。

4号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、店舗兼住宅を建設しようとする申請でございます。

5号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、工業用地に造成しようとする申請でございます。

6号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、露天資材置場及び露天駐車場に転用しようとする申請でございます。

7号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から使用貸借権設定を受け、自己住宅を建設しようとする申請でございます。

8号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、貸露天駐車場に転用しようとする申請でございます。

本件は、農地法の許可なく駐車場に転用する工事をしておりましたが、転用する場合は、農地法の許可が必要であることを知人から指摘され、事後申請を行うこととなりました。

申請人からは、「今後は法令を十分調査すると同時に関係者によく確認し、農地法等の関係法令を遵守します」との始末書が提出されております。

9号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、自己住宅を建設しようとする申請でございます。

10号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、車庫を建設しようとする申請でございます。

11号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から使用貸借権設定を受け、自己住宅を建設しようとする申請でございます。

本件は、譲渡人が1年前から農地法の手続きをすることなく、自家用車の駐車場として使用してきました。今回、申請地へ息子が住宅を建設するため調査したところ、当該地が違反転用であることが発覚しました。譲渡人からは「農地法への認識が不足していたためであり、今後は農地法に留意し、適正な農地管理を行います」との始末書が提出されております。

以上11件、ご審議よろしくお願いたします。

議 長 以上、11件であります。1号から順次ご意見をお伺いしたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

地区委員 1号 問題ありません。  
2号、3号 問題ありません。  
4号、5号 問題ありません。  
6号 問題ありません。

7号 問題ありません。  
8号 問題ありません。  
9号、10号、11号 問題ありません。

議 長 他に、ご意見・ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議 長 ありがとうございます。「異議なし」ということでありますので、  
以上11件を原案どおり承認することとし、知事に進達いたします。

#### 第5条転用事業計画変更関係

議 長 次に、12ページ、議案第4号、農地法第5条の規定にかかる転  
用事業計画変更に対する意見の決定について、を議題といたします。  
議案内容を事務局から説明いたします。

事務局 13ページをお願いいたします。  
1号は、〇〇の〇〇氏が、令和3年3月総会にてご審議いただき、  
進達・許可された案件ではありますが、許可後保有自動車が増加し、  
自動車の保管場所を探していたところ、隣接の申請地を購入し一体的  
に利用できるようになったため、変更承認を受けようとするもの  
です。

以上、1件ご審議よろしく申し上げます。

議 長 以上、1件であります。1号について地元委員さんのご意見をお  
伺いしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

地区委員 1号 問題ありません。

議 長 他に、ご意見・ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議 長 ありがとうございます。「異議なし」ということでありますので、  
以上1件を原案どおり承認することとし、知事に進達いたします。

## 西条地域の農業の振興に関する計画関係

議長 次に、14ページ、議案第5号、「西条地域の農業の振興に関する計画」の定期的な検証に対する意見の決定について、西条市長から意見照会がありましたので、議案内容を事務局から説明いたします。

事務局 資料につきましては、15ページから28ページとなっております。

説明は27ページの資料を使用して行わせていただきます。

地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画（いわゆる27号計画）の検証についてと記載されているページです。

まず、27号計画について説明させていただきます。一般的に農振農用地、いわゆる青地については、農業振興地域の整備に関する法律（農振法）に基づき、市が農業振興地域整備計画、いわゆる農振計画を定めておりますが、農業振興地域の整備に関する法律（農振法）施行規則第4条の5第1項第27号に基づく計画、いわゆる27号計画は、市の農業振興策として農業振興地域整備計画を補完する計画でございます。

一般的に農振法では、青地に指定された農用地を農振除外する場合の要件として、代替地がないことなどの5つの要件がございます。その中の一つに「土地改良事業等完了後8年を経過している土地であること」との規定があり、基本的には除外が認められておりません。

しかしながら、「地域農業の振興の振興に資する施設」としてこの27号計画に位置付けられた施設に関しては、ほ場整備などの面的整備事業を除く土地改良事業について、例外的ではございますが8年未経過であっても除外が可能となるものでございます。

ページの右側に27号計画の概要がございます。計画の策定主体は市となっております、対象となる施設は農家住宅等の農業の振興を図る施設となっております。37ページにある、農家住宅の建設に関して平成30年12月に27号計画に位置付けられ、その後、農振除外、農地転用を経て現在農家住宅が建設されております。

次に、本件で審議いただく検証についてのご説明です。

建設された農家住宅に関しては、ページ右側下部にありますように、定期検証が必要となっております。検証に関しては、農用地以外の土地とされた翌年以降から5年を経過する日まで実施されることとなります。

当該土地に関しては、平成31年2月に農振除外が行われていることから、今回の検証が2年目となっております。

検証内容といたしましては、27号計画に従って建設された農家住宅が当該地域の農業の振興の方針及び達成すべき目標に沿って効用を発揮しているかについてでございます。

具体的には、申請者の親が周辺で農業を営んでおり、申請者は今後親の農業経営を継承し、地域農業の担い手として活躍することが期待できるかどうかについてでございます。



その際、客観性を確保するための意見の聴取先として、「農業委員会の意見を聞く」について要件となっていることから、本日の農業委員会にて意見を求めるものでございます。

今後は、いただいた意見について、他機関からの意見と合わせて市のホームページにて結果を公表することとなっております。ご審議よろしく申し上げます。

以上のような内容ですが、よろしくご審議申し上げます。地区委員さん、何かありましたら、お願いします。

地区委員 問題ありません。

議 長 他に、ご意見・ご異議等ございませんか。

一色委員 農水振興課で資料を作成したと理解しておりますが、16ページの資料で農業センサスが2015年となっております。2020年の数字を使用すべきではないか。

事務局 農水振興課に確認した上で、ご回答いたします。

議 長 他に、ご意見・ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議 長 ありがとうございます。「異議なし」ということでありますので、原案どおり承認することとし、市長に回答します。

#### 農用地利用集積計画に対する意見の決定

議 長 次に、29ページ、議案第6号 農用地利用集積計画に対する意見の決定について、西条市長から意見照会がありましたので、議案内容を事務局から説明いたします。

事務局 31ページをお願いいたします。

件数が多いため、筆ごとの説明は省略させていただきますが、いずれも申し出書を確認し、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件は満たしておりますことを、ご報告いたします。

詳細につきましては、議案書32ページから58ページとなって

おります。農業経営基盤強化促進法による利用権設定等の件数は、154件、面積は、48万2,173㎡となっております。

そのうち、所有権移転は、6件、面積は、1万7,589㎡となっております。

以上でございます。ご審議よろしくお願いたします。

議 長 32ページの申請番号4017号は、新規就農者であり、面接を行いましたので、地区委員から報告をお願いします。

越智栄二委員、よろしくお願いします。

越智栄二委員 今回の新規就農希望者につきまして3月28日に丹原総合支所において面接を行いました。面接を行ったのは、渡邊職務代理者、曾我委員、山内委員及び私、越智です。当案件の申請人は〇〇の〇〇氏、38才であります。〇〇氏は、今回、〇〇の農地、8,579㎡を利用権設定で借り受けて、就農しようとするものです。借り受ける予定の農地は、現在、耕作放棄地となっておりますが、1年を目標に夫婦で耕作放棄地を解消し、ブルーベリーを栽培する予定です。今後は、積極的に研修等に参加し、観光農園の開設を目指しています。

その他、農業委員として西条市での営農等について指導し面接を終了しました。〇〇氏の就農については、問題ないと判断します。耕作放棄地を解消するよう確約させ、その旨の誓約書の提出も受けました。

以上で報告を終わります。

議 長 以上のような内容ですが、よろしくご審議お願いたします。委員の皆さん、ご意見・ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議 長 「異議なし」ということですので、原案どおり承認することとし、市長に回答いたします。

#### 報告承認案件

議 長 次に、59ページ、報告承認案件について、事務局から報告いたします。

事務局 令和4年2月16日から、令和4年3月15日までの受付期間中

に、農地法第18条第6項、解約通知を59件、農地法施行規則第29条第1号届出2件、農地バンク農地登録1件、農地バンク利用登録1件、農地法第4条取消願1件、受理いたしました。ご了承をお願いいたします。

議長 何かご意見等ございませんでしょうか。

無いようですので、以上で報告承認案件を終了いたします。

以上をもちまして、本日の議事日程は、全て終了いたしました。この際に、他に何かございませんか。

無いようですので、以上で総会を閉じます。

慎重審議、ありがとうございました。

## 8. 議案結果

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	原案承認
議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請書に対する意見の決定について	原案承認
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見の決定について	原案承認
議案第4号	農地法第5条に係る転用事業計画変更に対する意見の決定について	原案承認
議案第5号	「西条地域の農業の振興に関する計画」の定期的な検証に対する意見の決定について	原案承認
議案第6号	農用地利用集積計画に対する意見の決定について	原案承認
報告事項	報告承認案件	原案承認

## 9. 閉会の日時

令和4年4月6日 午後2時40分